

業務区分(従事する業務)	主たる技能	技能水準			日本語能力水準			
		育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで	技能を修得しようとする業務に従事するまで	育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで
飲食品製造業(飲食品(酒類を除く。)の製造・加工及び安全衛生の確保(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、飲食品製造工程の作業に従事する業務))	飲食品製造業全般	飲食品製造業育成就労評価試験(初級)	飲食品製造業育成就労評価試験(初級)	飲食品製造業特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上若しくは日本語能力試験(JLPT)N5以上又は認定日本語教育機関(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。)の「就労のための課程」等における当該水準に相当する日本語講習の受講	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2. 1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2. 2相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上
	缶詰巻締	缶詰巻締育成就労評価試験(初級)	缶詰巻締育成就労評価試験(初級)	缶詰巻締育成就労評価試験(専門級)				
	食鳥処理加工	食鳥処理加工育成就労評価試験(初級)	食鳥処理加工育成就労評価試験(初級)	食鳥処理加工育成就労評価試験(専門級)				
	牛豚部分肉製造	牛豚食肉処理加工育成就労評価試験(初級)	牛豚食肉処理加工育成就労評価試験(初級)	牛豚食肉処理加工育成就労評価試験(専門級)				
	牛豚精肉商品製造							
	惣菜製造	惣菜製造育成就労評価試験(初級)	惣菜製造育成就労評価試験(初級)	惣菜製造育成就労評価試験(専門級)				
	農産物漬物製造	農産物漬物製造業育成就労評価試験(初級)	農産物漬物製造業育成就労評価試験(初級)	農産物漬物製造業育成就労評価試験(専門級)				
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	技能検定基礎級(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)	技能検定基礎級(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)	技能検定3級(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)				
	パン製造	技能検定基礎級(パン製造作業)	技能検定基礎級(パン製造作業)	技能検定3級(パン製造作業)				
水産加工業(水産加工品の製造・加工及び安全衛生の確保(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、水産加工工程の作業に従事する業務))	水産加工品製造(保蔵のための処理として加熱処理・脱水処理・低温処理の3つから選択)	水産加工育成就労評価試験(初級)	水産加工育成就労評価試験(初級)	水産加工育成就労評価試験(専門級)				
	水産練り製品製造	技能検定基礎級(かまぼこ製品製造作業)	技能検定基礎級(かまぼこ製品製造作業)	技能検定3級(かまぼこ製品製造作業)				